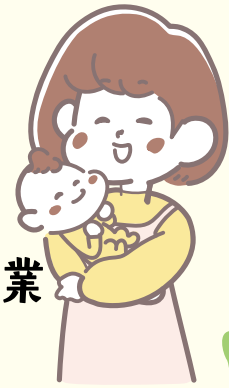


生後0～12ヶ月の赤ちゃん和妈妈が対象

歌志内市

産後ケア事業



産後ケア事業では、助産師のサポートを受けながらゆっくり過ごしたり、育児や授乳の相談をすることができます。

宿泊型・通所型は砂川市立病院で、訪問型はご自宅でケアが受けられます。

	利用期間	利用時間	利用料金
宿泊型A 入院を延長して育児に慣れていきたい方	出産を伴う入院から継続して宿泊	原則午前10時から翌日午前10時まで	1泊1,000円 +食事代(2,010円)
宿泊型B 休養したい方など	産後4か月まで	原則午前10時から翌日午前10時まで	1泊1,000円 +食事代(2,010円)
通所型A (母乳外来) 乳房ケア希望の方など	産後1年未満まで	平日(木曜除く) 午後1時から4時の間で1時間程度	1回 500円
通所型B (日帰り入院) 休養したい方など	産後4か月まで	平日午前9時30分から午後3時30分までの6時間以内	1回 500円 +食事代(670円)
NEW 訪問型 自宅で乳房ケアを受けたい方など	産後1年未満まで	平日午前9時から午後6時の間で1時間30分以内	1回 500円

※生活保護世帯の方は、利用料は無料ですが食事代はかかります。

☆例えばこんな使い方ができます！

「育児が大変で休みたい。育児手技に自信がない」

→**宿泊型**や**通所型B**で休養したり、育児の練習ができます♪

「母乳が出ているか不安だけど、上の子がいるので外に出るのは大変」

→**訪問型**で自宅で授乳の相談や乳房ケアを受けられます。上の子が学校やこども園に行っている間に**通所型B**で乳房ケアを受けたり、休養する方法もあります♪

産後ケアの内容

- ①お母さんのからだやこころのケア、休息
- ②乳房に関するケアや相談
- ③授乳や沐浴など育児に関する相談 など

利用回数の上限

宿泊型A・B合わせて7泊まで
通所型A・B合わせて3回まで
訪問型5回まで



利用方法は裏面をご覧ください

○ 利用の流れ ○

①相談・申込み

希望者は、市役所保健介護課にお申し込みください。
申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、市役所窓口でも配布しています。
※宿泊型B・通所型Bを利用する方は、利用を希望する1週間前までに病院に予約が必要です。早めに申請書を提出してください。

②利用決定

市から産後ケア事業利用承認通知書を交付します。



③利用の予約

ご自身で予約を行います。

- 宿泊型・通所型：砂川市立病院 3階西病棟（TEL0125-54-2131）
※宿泊型Bを利用する方は、平日13時以降に連絡してください。
- 訪問型：訪問看護ステーションぴぴ（TEL0125-74-6011）

④利用日の報告

予約後、市役所保健介護課に利用日をお知らせください。

⑤利用票の交付

市から産後ケア事業利用票を交付します。



⑥産後ケアの利用

利用承認通知書と利用票を病院に提出し、ケアを受けます。
持ち物は病院に確認してください。
利用料金は直接病院にお支払いください。



<その他>

- ・利用申し込み後にキャンセルや日程変更をする場合は、必ず市保健介護グループと利用先にご連絡ください。
- ・ご主人、パートナー、きょうだいの利用はできません。

いつでも
ご相談ください

育児のことで、不安なことや、気になることがありましたら、お気軽に市役所にご相談ください。

お問い合わせ・相談先

歌志内市役所
保健介護課保健介護グループ
0125-74-6616
(平日8:30~17:15)